

参考資料2

他地域における宿泊税の概要

海外における宿泊税の状況

●アメリカでの宿泊税の比較(2018年4月時点)

	ハワイ州	フロリダ州 オレンジ郡	カリフォルニア州 サンフランシスコ
名称	一時的な滞在に対する 宿泊設備税 (Transient Accommodation Tax)	観光開発税 (Tourist Development Taxes)	一時的な滞在に対する 宿泊税 (Transient Occupancy Tax)
課税 開始時期	1987年	1978年	1961年
税収の使途	観光関連の用途に(法 定された)一定額を優先 的に配分(郡への配分も 含む)し、残りは一般財 源。	観光開発税を構成する 5つの細分化された税に 応じて、州法で観光関連 用途に限定。	一般財源
納税義務者	宿泊施設の オペレーター	宿泊客	宿泊客
課税標準	総賃料(ただしタイムシ ェア物件については所有 者が支払った日常維持 管理費の総計の半分)	宿泊費	宿泊費(サービス料金な ども含む)
税率	10.25%	6%	14%
徴収方法	普通徴収	特別徴収	特別徴収
Airbnbによる 代理徴収の 有無	代理徴収なし	代理徴収あり	代理徴収あり
備考	一般的な宿泊税とは違 い納税義務者は宿泊客 ではない。ハワイ州観光 局2016年度収入の約 95%を占める。	5種類の細分化された 税の組み合わせによっ て構築されている。フロ リダ州内の郡はそれら5 種類の組み合わせで課 税する(上限6%)。オー ランドDMO2016年度 収入の約60%を占める。	別途、TID(観光産業改 善地区)等の仕組みあり。

●宿泊費100ドルに対して宿泊客が支払う料金総額比較(2018年4月時点)

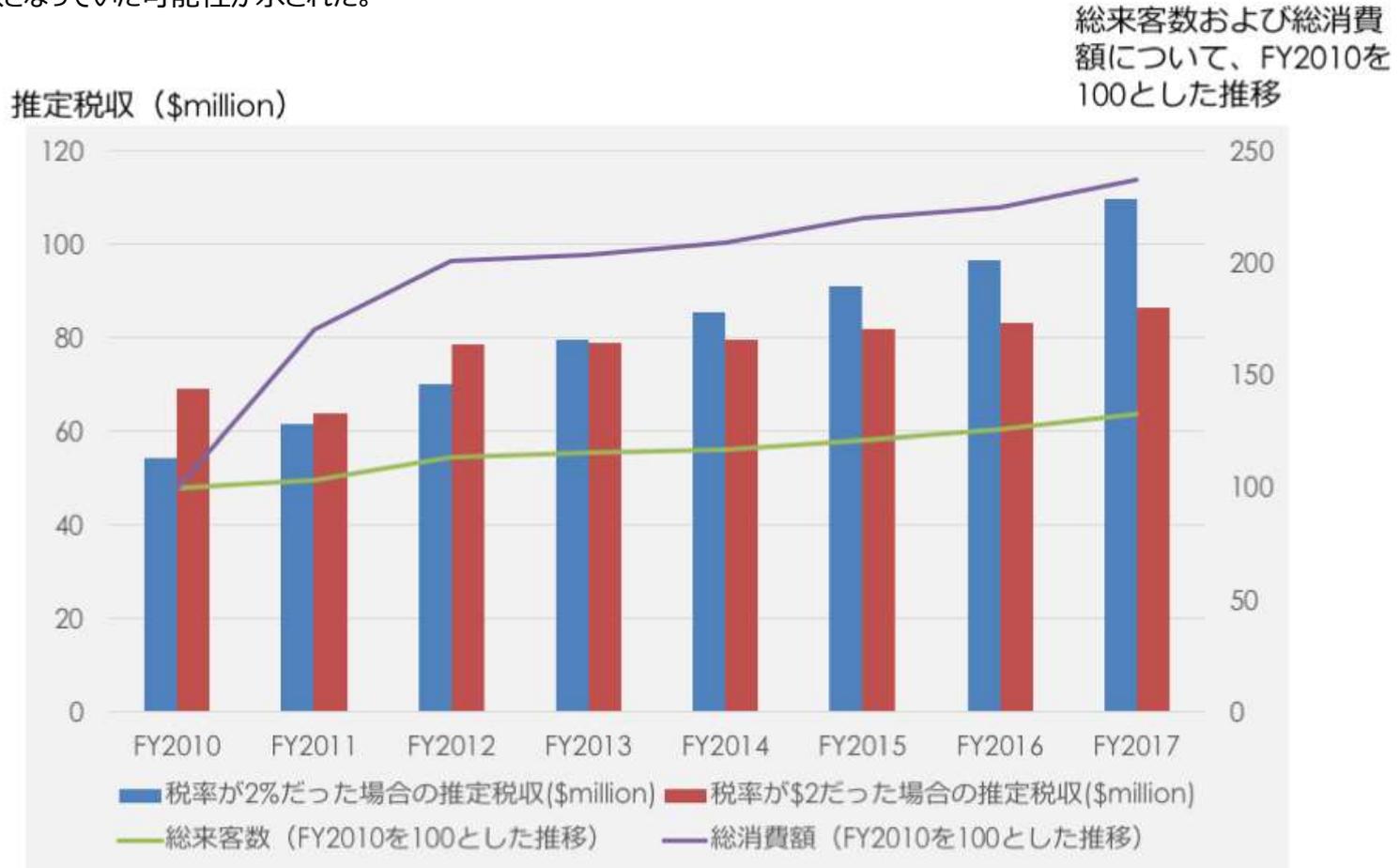
	ハワイ州 オアフ	フロリダ州 オレンジ郡	カリフォルニア州 サンフランシスコ	コロラド州 ペイル	コロラド州 アスペン
消費税 売上税 など	4.712% (事業者税) *(ハワイ州4%+ オアフ0.5%)	6.5% (フロリダ州6%+ オレンジ郡0.5%)		8.4% (コロラド州2.9%+ イーグル郡1.5%+ ペイル4%)	8.9% (コロラド州2.9%+ ピキン郡3.6%+ アスペン2.4%)
宿泊税 など	10.25%	6%	14%(宿泊税)+ 1.75%(TIDなど)	1.4%	2%(宿泊税)+ 0.4%(シャトル税)
税率合計	14.96%	12.50%	15.75%	9.80%	11.30%
料金合計	\$114.96	\$112.50	\$115.75	\$109.80	\$111.30
備考	*事業者側は事業 者税を消費者に転 嫁しようとするため、 宿泊客がもたらシ ートには4.712%と 表記されている		Zone1において		

出典:「観光文化238号:インバウンド時代の観光振興財源」(公財)日本交通公社、2018年
<https://www.jtb.or.jp/wp-content/uploads/2018/07/bunka238-04.pdf>

海外における宿泊税の状況

ハワイにおける宿泊税の税率が2%あるいは2\$であった場合の税収の比較

ハワイ州では、1987年より定率方式による宿泊税を導入。観光政策としては、数ではなく質の向上を目指した観光振興策を展開。下図は、ハワイ州の観光客数や宿泊税の実績をもとに、定額方式と定率方式での税収推移を比較したもの。仮に2010年時点でハワイ州が定額方式を採択していた場合、2017年までの8年間で、その税収の伸び率は定率方式を大きく下回り、\$20ミليون（22億円）以上の減収となっていた可能性が示された。



出典：HTA Annual report (2010～2018), HTA Annual Visitor Research Report (2010～2017)よりJTBF推定

* 税率が2\$の場合に関しては、推定延べ宿泊日数をホテル及び condominium に関して算出し、その数値を基に推定。
 税率が2%の場合に関しては、宿泊税収を基に推定。

海外における宿泊税の状況

●ヨーロッパでの宿泊税の比較(2018年4月時点)

	バルセロナ	ローマ	パリ	アムステルダム	ベルリン
課税開始時期	2012年	2011年	1994年		2014年
税収の使途	観光地エリアの整備	市の整備とプロモーション	観光客の来訪に伴う費用や自然エリアの保護財源	一般財源	文化的目的のため使用(観光振興)
課税客体	宿泊行為	宿泊行為	宿泊行為	宿泊行為	宿泊行為
納税義務者	宿泊客(17歳以上)	宿泊客(11歳以上)	宿泊客	宿泊客	宿泊客(ビジネス目的を持つ宿泊客は対象外)
課税標準	宿泊数(7泊まで)	宿泊数(10泊まで) *キャンプ場などは5泊まで	宿泊数	宿泊料金	宿泊料金(サービス料金を除く)
税率	1から3スター、その他簡易宿泊施設…€0.75 4スター…€1.25 5スター、クルーズ…€2.50	1または2スター…€3 3スター…€4 4スター…€6 5スター…€7 B&B、民泊など…€3.5 観光用牧場など…€4 キャンプ場など…€2	館…€4 5スター…€3 4スター…€2.4 3スター…€1.5 2スターなど…€0.9 1スターなど…€0.75 5または4スターキャンプ場…€0.54 その他キャンプ場…€0.2 パリで上記税率に10%の追加税がかかる(つまり客には10%上乗せされた税率が提示される)	6%	5%
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
Airbnbによる代理徴収の有無	スペインでは代理徴収していない。	イタリアでは7つの都市でAirbnbが代理徴収をしているが、ローマでは代理徴収はしていない。	フランスではパリを含む多くの都市でAirbnbによる代理徴収を行っている。	オランダではアムステルダムにおいてのみAirbnbが代理徴収をしている。	ドイツではドルトムントにおいてのみAirbnbが代理徴収をしている。
備考	カタルーニャ州の州法が根拠法。バルセロナ以外の地域ではバルセロナより税率が低い。税収の50%を基礎自治体(県など)が受け取る。	イタリアでは2011年より各自治体で導入を始める(自治体によって課税時期、税率および課税対象となる宿泊日数が異なる)。	フランスでは2015年より一律の税率から現在の税率に変更。	オランダの他の州では比率ではなくホテルランクに応じた固定額を課しているところも多い。	ドイツでは文化税(Cultural tax)または宿泊税(Bed tax)という名称が一般に使用される。

他地域の使途(倶知安町の例)

宿泊税によって得られた税収は、観光客満足度の底上げと再び「倶知安」を訪れていただくため、本町が抱える課題の解決に使用。

施策	個別施策	取り組む(解決すべき)課題
リゾート地としての質の向上 リゾートエリア・ニセコとして広域的に取り組み、リゾート地(エリア)としての質を向上させ、観光客の満足度を上げる。	域内交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● エリア内移動をスムーズにする(リフト・バス事業者等が個別に実施している交通手段の融合) ● バス、タクシーの運転資格取得支援、ICカード利用による読み取り機材の車載促進支援
	ニセコ・羊蹄山の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ニセコルール」を恒久的に維持するための人材育成支援 ● スキーパトロール、山岳ガイドの人材育成支援
	安心・安全なリゾートの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯灯・防犯カメラの設置、臨時交番の設置 ● 防災・防火対策
リゾート地としての魅力の向上 リゾートタウン・倶知安としての魅力を向上させ、観光客の満足度を上げる。	“観光インフラ”の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地⇄ひらふ地区を結ぶ交通アクセスの向上 ● ひらふ第一駐車場の再整備 ● 自然環境及び景観保全 ● 観光ガイド、通訳、プロモーション対応の人材育成支援 ● DMO組織の強化(財源・職員)観光活動の中核として位置付ける
	新幹線を意識したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 2次交通のハブとなる交通ターミナル機能の設置 ● 駅周辺の交流空間

※注 具体的な個別事業(年次計画含む。)は、関連する個別計画の他、関係団体等と協議しながら決定します。

他地域の使途(金沢市の例)

想定される分野と個別施策(案)を提示。具体的施策については予算編成の際に要望も踏まえながら検討。

(1) 目的

金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

(2) 想定される使途(新規または拡充するものに限る)

ア まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興

- 歴史的なまちなみや景観の保全
- 伝統文化・伝統芸能の支援(茶屋・芸妓)
- 食文化の継承・振興
- 伝統文化・伝統工芸の振興
- 夜間景観の魅力向上
- 無電柱化の推進
- 建築文化など新たな魅力の発信 など

ウ 市民生活と調和した持続可能な観光の振興

- 無許可・無届出の宿泊施設に対する監視・指導の強化
- ばい捨てなどの迷惑行為の防止
- 公共交通の充実
- レンタサイクル「まちのり」の利便性の向上
- まちなかの歩行環境の向上
- 高齢者のまちなかでの買い物支援
- 市民・観光客双方の災害時の安全・安心の確保 など

イ 観光客の受入れ環境の充実

- インバウンド対策の強化
- 宿泊施設のおもてなし力を高める改修への支援
- オフシーズンにおける誘客の底上げ
- 広域観光や中長期滞在の推進
- 歩けるまちづくりの推進
- 文化イベント・スポーツ大会の誘致・開催
- 文化・スポーツツーリズムの推進
- MICE・スポーツ施設の充実
- 夜の観光の充実
- バリアフリー観光の推進
- 宿泊事業者の人手不足への対応 など

他地域の使途(京都市の例)

観光客増加の課題への対応。大分野を提示し、個別施策については各年度で確定。府HPでは、過去に宿泊税を財源として取組んだ具体的事業と事業規模を公開。

■ 税収の使途について

京都市では、入洛客の増加等により、受入環境整備や交通渋滞対策などの喫緊の課題が生じており、この中には、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担に感じているものもあることから、これらの課題に対応する行政サービスの一層の充実を図り、課題を解決するため、宿泊税を以下の施策に用いることとします。

ア 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進

例：文化財保護や歴史的景観の保全、快適な歩行空間の創出、観光や文化の担い手の育成

イ 入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対する受入環境の整備

例：入洛客の安心安全の確保、観光案内標識の整備、観光地トイレの拡充

ウ 京都の魅力の国内外への情報発信の強化

近年課題となっている「京町家の保存・継承」、「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」、「違法民泊の適正化」などについても、宿泊税を財源として、今後、取組を進めていく予定です。

※ 平成30年度における宿泊税の使途

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000227/227727/1037.pdf>) 外部リンク

※ 平成31年度における宿泊税の使途

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000243/243248/03yosankibo.pdf>)

他地域の使途(福岡市の例)

目的税である宿泊税については、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとしているが、それに加え、①新規事業、②既存事業の拡充、③新規事業又は拡充した既存事業の継続、④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業、に充てることと考える。

また、宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、行政側の徴収の便宜のために、新たな事務やその経費負担を課すこととなるため、宿泊税導入先行自治体と同様、その経費の一部を支援する制度を設けることを検討してはどうか。なお、今後必要となる観光振興策については、九州のゲートウェイ都市機能強化等の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択した。

項目	整理の視点
①福岡市観光振興条例で定める施策に充当すること	<p>目的税である宿泊税については、福岡市においては、福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てることとなっていることから、福岡市観光振興条例に定める目的、基本理念、施策に沿った事業に充当する。</p> <p>○福岡市観光振興条例で定める施策</p> <p>観光産業の振興・受入環境の整備・観光資源の魅力の増進等・MICEの振興 持続可能な観光の振興</p>
②九州における福岡市の役割や今後の観光・MICEの動向等を踏まえ、重要性や優先度の高い事業を選択すること	<p>福岡市観光振興条例に定める施策の事業内容については、市議会での検討や審議、調査検討委員会での意見、宿泊事業者等関係者の意見、これまでの福岡市の取り組み等に基づき、下記の観点から、重要性や優先度が高い事業を選択し、例示した。</p> <p>i) 福岡市の役割として、これまで取り組んできた「九州の玄関口としての拠点整備」の実績や重要性</p> <p>ii) 福岡市や九州において、今後5年間、大規模MICEの開催等が予定されており、福岡市や九州にとって大きな機会であるとともに、その受入環境整備等は喫緊の課題であること</p> <p>iii) 観光客の増加やMICEの誘致・開催が進めば、関連する観光産業や市民生活への影響を考慮することが必須</p>
③既存事業へ単純に充当しないこと	<p>宿泊税については、今後の行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入されたことを鑑み、これまで取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、下記の事業へ充当すべきである。</p> <p>i) 新規事業 ii) 既存事業の拡充 iii) 左記 i ii の効果的な継続事業 iv) その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業</p>

他地域の使途(福岡市の例)

福岡市議会において可決された福岡市観光振興条例で規定する宿泊税を財源とした施策、事業イメージ及びそれに対応する市の主な取り組みは下記のとおり。

条例に規定する施策	事業イメージ(福岡市観光振興条例案補足資料より)
観光産業の振興 (第6条)	観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策に取り組む。 (観光に係る人材の確保及び育成／キャッシュレス化／IoT活用の推進等)
受入環境の整備 (第7条)	国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策に取り組む。 (外国人旅行者対応(多言語対応, トイレ洋式化, 急患対応等)／観光案内機能の充実／Wi-Fiの充実／市内の回遊性向上／バリアフリー化／宿泊事業者に対する支援等)
観光資源の魅力の増進等 (第8条)	国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策に取り組む。 (食、歴史、文化、自然等を活かした魅力づくり／ナイトタイムの魅力向上／ファミリー層向けコンテンツの充実等)
MICEの振興 (第9条)	MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策に取り組む。 (MICEの受入環境の整備／誘致体制の強化等)
持続可能な観光の振興 (第10条)	宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策に取り組む。 (市民及び旅行者の安全安心の確保のための取組／健全な民泊推進のための取組(違法民泊への対策)／旅行者増加による市民生活への影響緩和策等)

出典:福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
報告書<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/66120/1/hokokusyo.pdf?20181129113331>

他地域の使途(大阪府の例)

大阪府では、2017年1月1日から法定外目的税として宿泊税を導入。大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当している。具体的には、旅行者の受入環境の整備や大阪の魅力向上・国内外へのプロモーションの推進といった事業に取り組んでいる。

宿泊税充当事業

観光客と地域住民相互の目線に立った 受入環境整備の推進

- ◆旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化
 - 旅行者にとって必要な情報を簡単に入手できるようにするための環境整備
 - 旅行者が容易に行きたい場所に行けるようにするための環境整備
(わかりやすい多言語表示や案内の実施、
観光案内機能や情報入手のための環境整備の充実 等)
- ◆大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み
 - 旅行者と地域住民との相互理解の促進のための事業
 - 宿泊施設の確保に向けた事業
 - 宿泊施設や観光地における快適性や満足度を高めるための事業
 - 府域の移動利便性向上のための事業
- ◆旅行者の安全・安心の確保
 - 旅行中の災害時対応等、旅行者の不安を解消し、安心感を高めるための事業

魅力づくり 及び戦略的なプロモーションの推進

- ◆魅力溢れる観光資源づくり
 - 国内外から集客できる新たな魅力づくりやしかけの推進
並びに府域における既存の魅力資源の更なる活用
- ◆効果的な誘客促進
 - 更なる誘客促進に向けた観光に関するマーケティングリサーチの強化
 - 積極的かつ効果的な大阪の魅力の情報発信

他地域における宿泊税導入の検討スケジュール

京都市	倶知安町	福岡市
<p>京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1回 2016/8/4 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問（「住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方について」） (2) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題 (3) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方を考えるに当たった前提 ●第2回 2016/11/9 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題（補足説明） (2) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ア 負担を求める理由（財源の用途等） イ 負担を求める手法 ●第3回 2016/12/12 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ア 負担を求める理由（財源の用途等） イ 負担を求める手法 (2) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源確保の方法案の取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ア 中間取りまとめ案の検討 ●第4回 2017/2/13 <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係者ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ア 「駐車場への駐車」関係 京都駐車協会、全京都駐車場協会 イ 「別荘の所有」関係 京都府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会京都府本部 ウ 「宿泊」関係 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合、日本ホテル協会京都支部 (2) 中間取りまとめで挙げられた財源確保の方法に係る具体策の議論 ●第5回 2017/3/30 答申骨子（案）の議論 ●第6回 2017/5/10 答申案（パブリックコメント案）の議論 ●第7回 2017/7/21 パブリックコメントの結果を踏まえた答申案の議論 	<p>倶知安町法定外税にかかる有識者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1回 2017/11/28 <ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊税導入に係る検討について 2. 宿泊税導入に係る期待、課題について ●第2回 2018/2/14 <ol style="list-style-type: none"> 1. 冬季観光客アンケートの実施結果について 2. 倶知安町の宿泊税の制度設計について（特に税率と免税範囲について） ●第3回 2019/4/11 <ol style="list-style-type: none"> 1. 前回委員会の議論整理 2. 取組み課題について 3. 倶知安町宿泊税制度について ●第4回 2018/7/19 <ol style="list-style-type: none"> 1. 前回委員会の議論整理 2. 倶知安町宿泊税条例（案）について 3. その他 ●第5回 2018/11/7 「倶知安町宿泊税徴収の手引」素案について説明 <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状報告とパブリックコメントの結果の報告 2. 倶知安町宿泊税徴収の手引き（未定稿 施行前説明用）について 	<p>福岡市宿泊税に関する調査検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1回 2018/10/3 <ol style="list-style-type: none"> 1. 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会の概要説明及び会議の公開について 2. 福岡市観光振興条例及び検討経緯について 3. 福岡市の観光振興の現状について 4. 福岡市の民泊の現状について 5. 宿泊税の課税要件について ●第2回 2018/10/24 <ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊事業所へのアンケート結果のまとめ 2. 福岡市の今後の観光振興について 3. 福岡市における宿泊税の課税要件について（福岡市の宿泊税の考え方） ●第3回 2018/11/27 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「宿泊税の考え方について（案）」に係る意見募集の結果について 2. 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書（案）